大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法 第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その 届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和7年10月10日

京都市長 松 井 孝 治

1 届出者の氏名及び住所三井住友ファイナンス&リース株式会社代表取締役 今枝 哲郎東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 阪急オアシス山科店

京都市山科区椥辻西潰 20-1、22-1、22-3、22-4、22-7、28-2、29-1、32-2、35

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を	三井住友ファイナンス&リース	三井住友ファイナンス&リース
設置する者の氏名	株式会社	株式会社
又は名称及び住所	代表取締役 橘 正喜	代表取締役
並びに法人にあっ	東京都千代田区丸の内一丁目3	東京都千代田区丸の内一丁目3
ては代表者の氏名	番2号	番2号

(3)変更年月日 令和7年6月25日

3 届出年月日

令和7年9月29日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局地域企業振興室

(2)期間

令和7年10月10日(金)から令和8年2月10日(火)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局地域企業振興室

(2) 提出期限

令和8年2月10日(火)

(産業観光局地域企業振興室)